

外部監察専門委員の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第174条第1項に規定される専門委員（第2条に規定するものに限る。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第174条第1項の規定に基づき、外部監察専門委員（以下「当該専門委員」という。）と称する専門委員を本市に置く。

(所掌事務)

第3条 当該専門委員は、任命権者の委託を受けて、職員に関わる政策的又は専門的事項に関し、事実等を明らかにするための調査、研究及び助言（以下「調査等」という。）を行うものとする。

(選任)

第4条 当該専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

(任期)

第5条 当該専門委員の委嘱期間は、1年を超えない範囲内で個別に定める期間とする。ただし、再任は妨げない。

(勤務)

第6条 当該専門委員は、非常勤とする。

(守秘義務)

第7条 当該専門委員は、調査等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。